

平成二十五年十月十五日提出
質 問 第 三 号

富山県における冤罪事件に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

富山県における冤罪事件に関する質問主意書

強姦などの疑いで富山県警に誤認逮捕され、二年あまり服役した柳原浩氏の再審判決公判が二〇〇七年十月十日、富山地裁高岡支部で行われ、藤田敏裁判長は柳原氏に無罪を言い渡し、柳原氏の無罪が確定した。

右の事件につき、柳原氏が国や富山県に約一億円の損害賠償等を求めた訴訟が本年九月十九日、富山地裁で行われた。右の訴訟の口頭弁論において、当時柳原氏の逮捕に関わった元氷見警察署長が「精一杯捜査したが、大変苦しい思いをさせ申し訳なかった」と謝罪していると報じられている。

右を踏まえ、質問する。

一 元氷見警察署長が柳原氏に謝罪したことに関し、国家公安委員長としてどのような見解を有しているか。

二 柳原氏の冤罪に関して、富山県警のみならずその後起訴に踏み切り、有罪を確定させた検察官、裁判官も責任を負うべきと考える。柳原氏の冤罪に関し、当時関わった検察官も、元氷見警察署長のように謝罪をすべきと考えるが、法務大臣の見解如何。

三 柳原氏が現在起こしている損害賠償の訴訟に対し、被告側の国、政府としてどのような対応をとる考え

でいるのか説明されたい。

右質問する。